

4. ライフステージを通じた 相談・支援

(参考資料)

障害児の相談支援体制

都道府県

障害児等療育支援事業

- 訪問による療育指導
- 外来による療育指導
- 施設職員等に対する療育技術指導
- 療育機関に対する支援

【財源】 交付税

関係機関・施設

関係機関

- ・ 発達障害者支援センター（都道府県）
- ・ 児童相談所（都道府県）

市町村

障害者相談支援事業

- 一般的な相談支援

【財源】 交付税

関連施設

- ・ 障害児入所施設
- ・ 障害児通園施設
- ・ 児童デイサービス事業

サービス利用計画費の支給 (指定相談支援事業者)

- ・ サービス利用のあっせん・調整

【財源】 自立支援給付(法定)

国1/2、県1/4、市町村1/4

(参考) 一般施策

- ・ 市町村保健センター 等

※サービス利用計画作成費の対象者は特に計画的な自立支援を必要とする者
(乳幼児期から学齢期、学齢期から就労への移行等、生活環境が大きく変わる場合も含まれる)

地域自立支援協議会について

【概要】

市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置する。[交付税]

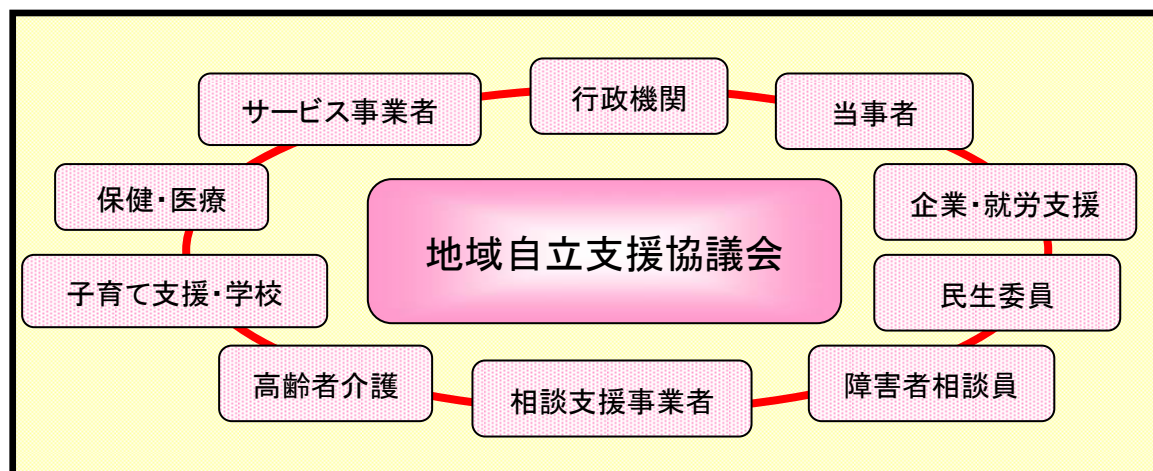
【実施主体】

市町村（①複数市町村による共同実施可 ②運営を指定相談支援事業者に委託可）

【主な機能】

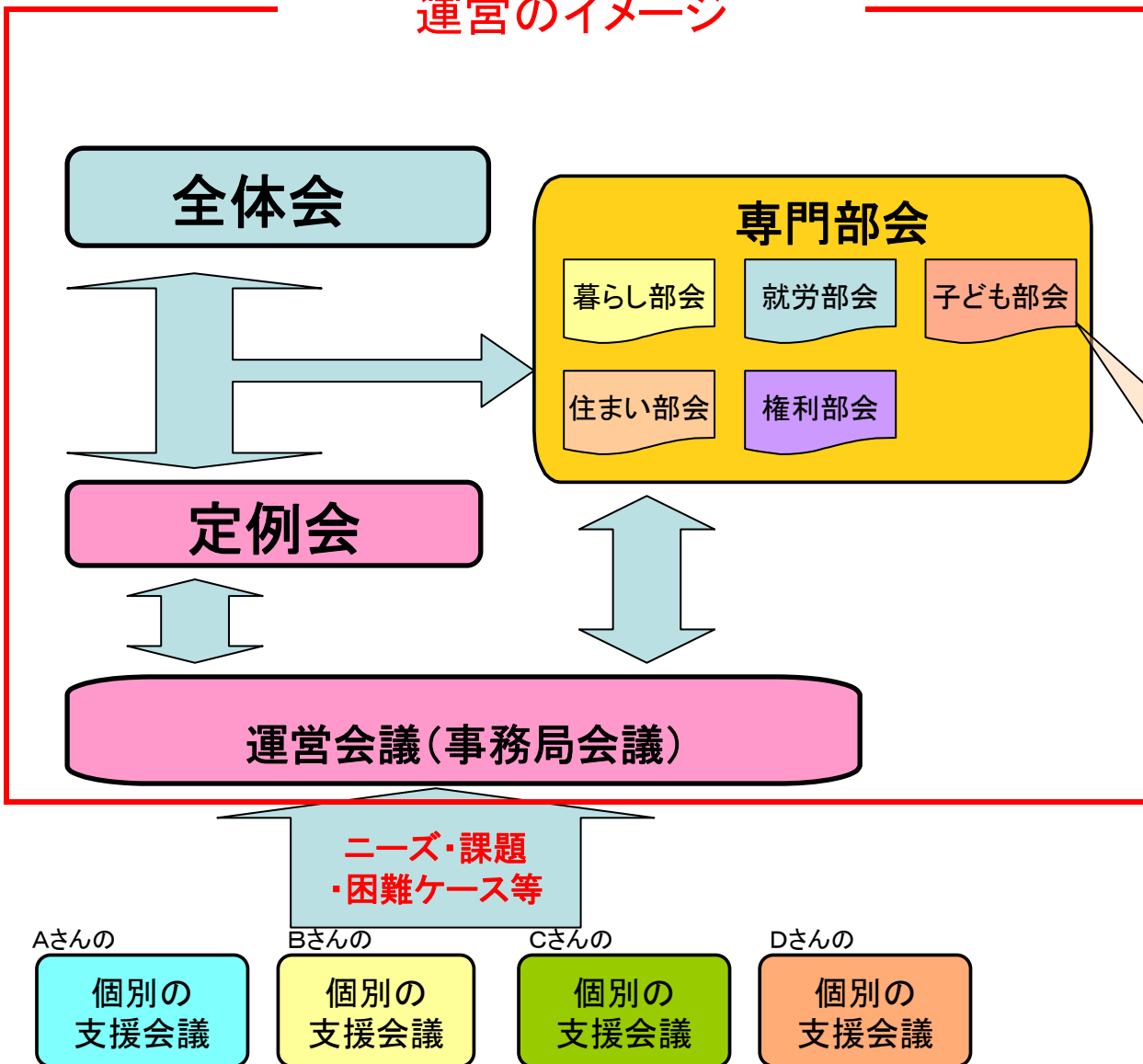
- ① 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ② 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ③ 地域の社会資源の開発、改善

※ 都道府県においても、都道府県全体のシステムづくり等のため、自立支援協議会を設置。



障害者自立支援協議会の運営例

運営のイメージ



地域自立支援協議会の設置形態、運営方法(専門部会の運営等)は、地域特性を反映して多様に展開されている。

(例)
※部会を設置し、それぞれのテーマごとに、個別支援事例で確認された地域課題の協議等を行うことが考えられる

※要保護児童対策協議会、特別支援教育のための協議会との連携も考えられる

連携強化・システムの構築

岩手県の地域自立支援協議会の設置状況

(H20. 6現在)

○ 協議会の設置市町村数	35／35市町村 (100%)	
○ 児童関係部会の設置状況	25／35市町村 (71.4%)	
【児童関係部会の実働市町村】	10市町村 (28.6%)	
北上市	子ども部会
二戸圏域(二戸市、一戸町、軽米町、九戸村)	障がい児支援部会
花巻市	障害児部会
久慈圏域(久慈市、洋野町、普代村、野田村)	療育分科会
【今後動き出す予定の部会】	15市町村 (42.9%)	
西和賀町	こども部会
奥州市	療育部会
一関圏域(一関市、平泉町、藤沢町)	こども支援部会
気仙圏域(大船渡市、陸前高田市、住田町)	児童部会
釜石圏域(釜石市、大槌町)	児童支援部会
宮古圏域(宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村、川井村) ..		発達支援部会

相談支援事業の実施状況について

1 市町村相談支援の実施状況 (19年4月1日現在)

○実施主体 市町村直営 25% 委託 58% 直営＋委託 17%
(相談支援事業者への委託)

2 都道府県自立支援協議会の設置箇所数 (20年5月20日現在)

45ヶ所/47都道府県 = 95.7%

3 地域自立支援協議会の設置箇所数 (19年12月1日現在)

904ヶ所/1,821市町村 = 49.6%

4 指定相談支援事業者数 (19年4月1日現在)

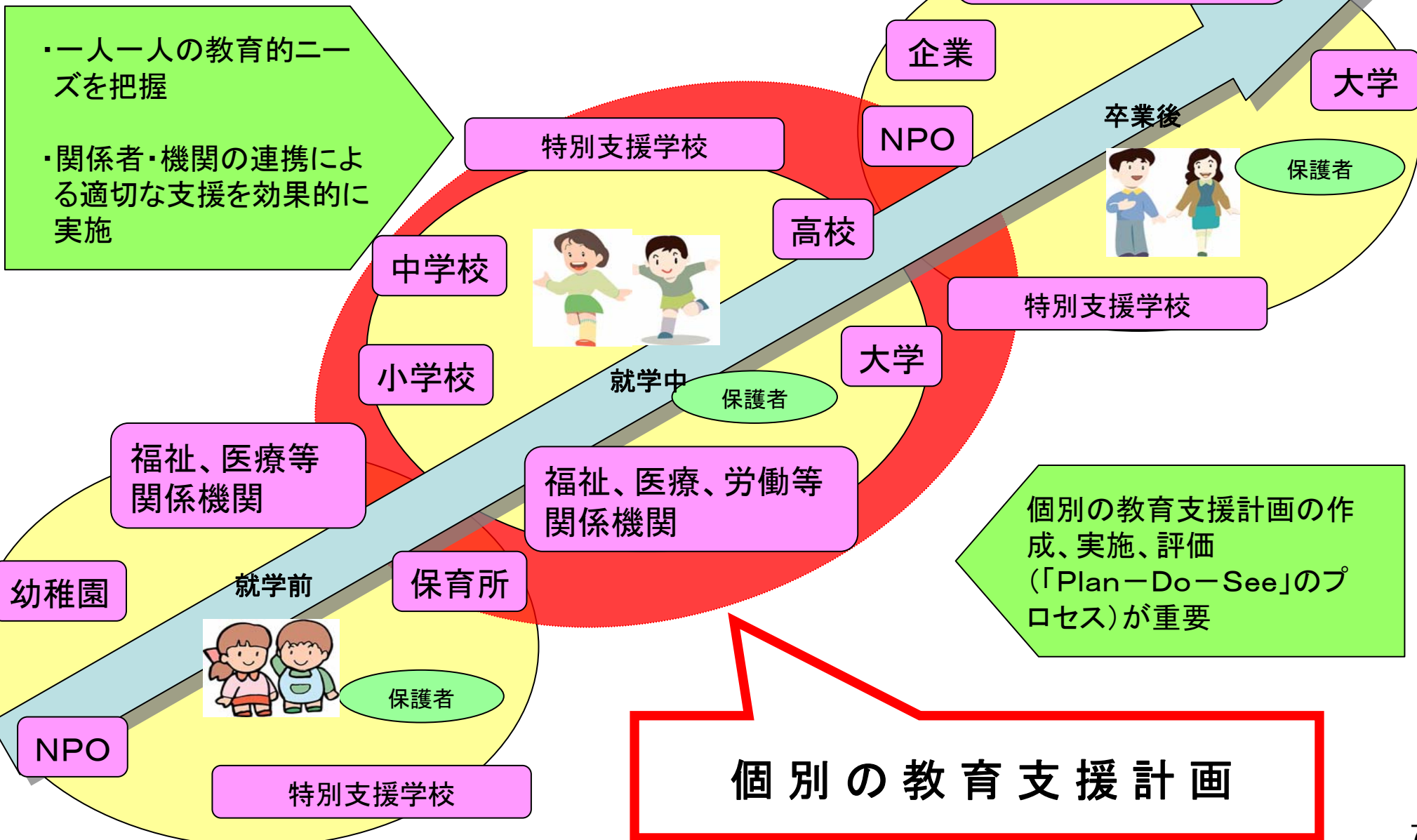
2,523事業者

5 サービス利用計画作成費の支給決定者数 (19年4月1日現在)

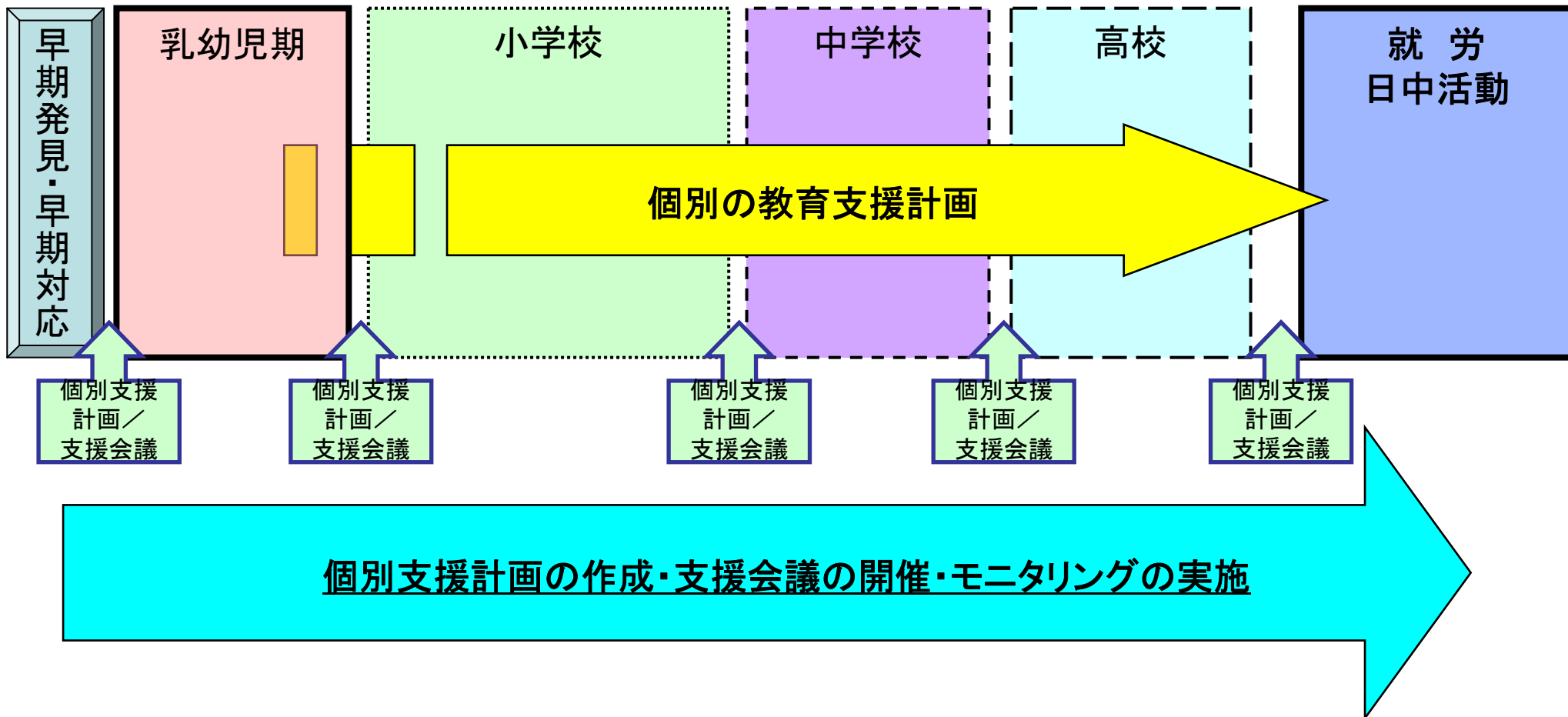
1,429人

個別の教育支援計画

—障害のある子どもを生涯にわたって支援—



ライフステージに応じた相談支援



※1 個別支援計画は、利用者のライフステージの変化により、一定期間集中的な支援が必要である者等について相談支援事業者等が作成。

※2 個別支援計画の作成については、サービス利用計画費を活用することが可能。

情報の共有化の取組例

○湖南省の発達支援システム

- ・「発達支援室」が核となり、関係課と連携して個々のケースをコーディネート。個別指導計画を作成し、情報を共有化している。

関係課・・・乳幼児健診(健康政策課)、保育(子育て支援課)、教育(教育委員会)、生活支援(社会福祉課)、就労支援(産業振興課)

○松江市のだんだんファイル

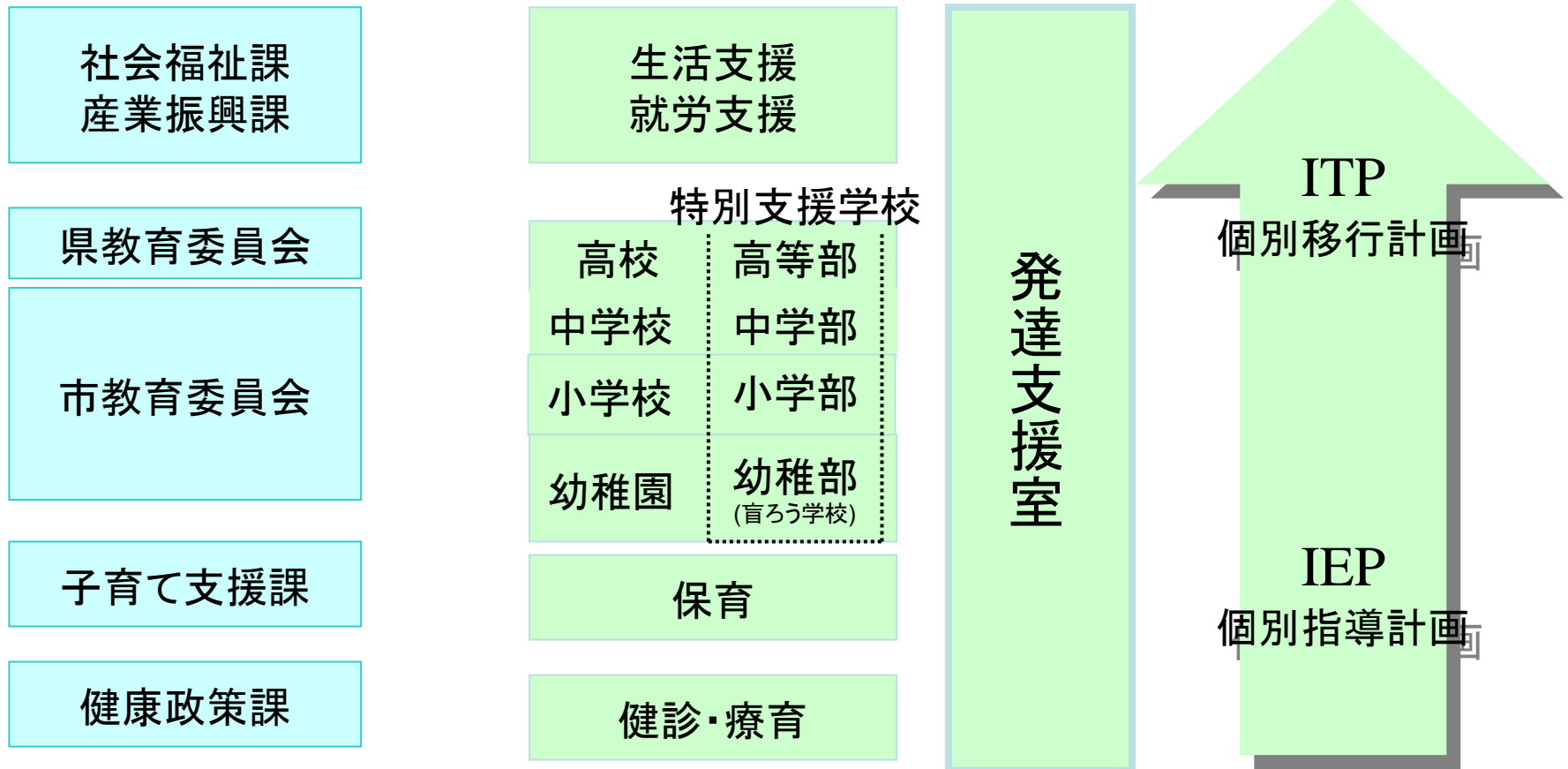
- ・子どもの支援や相談の情報をファイリングし、保護者が保管。このファイルに関係機関が見ることにより、情報を共有化している。

記載されている内容・・・成育歴、相談の記録、保育・教育の記録、そだちの記録

※保護者の記述が基本。保護者の依頼により関係機関が記述したものをファイルすることも可能。

湖南省発達支援システム

- 1) 教育・福祉・保健・医療・就労の関係機関間の「横の連携」によるサービス
2) 個別のケースごとの就学前から学齢期さらに就労に至るまで、個別指導計画（IEP）・個別移行計画（ITP）による「縦の連携」によるサービスの提供



湖南省における発達支援に必要な情報の共有化

発達支援ネットワーク(KIDS) 2002～

保育所、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、発達支援室、学校教育課、子育て支援課、保健センター、発達支援センター等、また、小児科医や巡回相談員が、発達支援に必要な情報共有・交換の仕組みをITを活用して可能にしている。

特徴

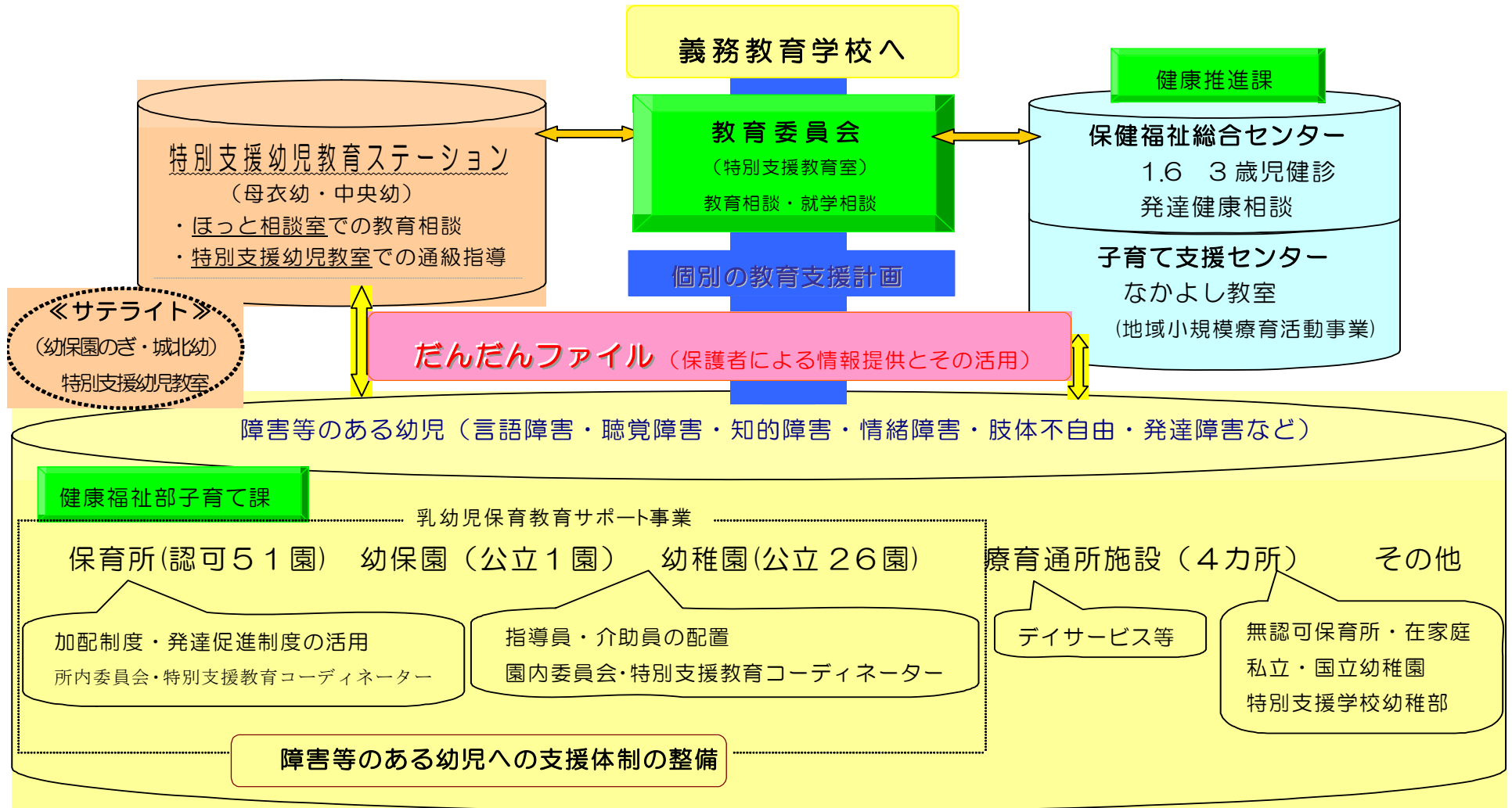
- ◆ 関係者間の連絡調整や会議録の共有が簡単にできること。
- ◆ 保護者の了承のもと、子どもの状況や指導記録が蓄積できること。

機能

1. オープンな会議室
各機関へのメッセージ送信と返信、個別指導計画の様式のダウンロード、国の動向へのリンク、研修に関する情報提供
2. クローズな会議室
個別の子どもに関する指導情報の蓄積と共有

【出典】 「特別支援教育研究2008年6月号」の特集記事より、厚生労働省が抜粋して作成

松江市における障害等のある乳幼児への一貫した支援体制 基本構想図 (H19)



★その他連携をしている機関；島根県立教育センター・中央児童相談所・医療機関・保健所・発達障害者支援センター(出雲市)・親の会等